広報 よしみ YOSHIMI
Public relations
2020 7 No.628

外に出たら手を洗おう！

広報よしみ７月号で掲載している事業や教室等は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止・延期の可能性がございます。最新の情報は町ホームページや担当課、施設等でご確認ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

おもな内容 Contents

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ 2
いきいき健康 8
町の家計簿公表します 10
災害時に身を守る行動 12
県営農地防災事業「吉見領地区」が完了しました 14
くらしの情報 16
生涯学習だより 25
みんなの伝言板 26

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

吉見町における新型コロナウイルス感染症に伴う対策・支援等

外出自粛など新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、不安を抱えているすべての町民の皆さんの生活を支えるため、吉見町が実施する主な対策・支援等を紹介します。

※◎実施予定、◆実施済み

感染防止（命）
- ◎避難所用感染予防資機材の購入
- ◆公共施設窓口の飛沫感染防止シート設置
- ◆マスク配布事業（全町民、学校、介護施設等） ほか

生活
- ◎水道の基本料金の免除（下記参照）
- ◎生活支援クーポンの配布（P3参照）
- ◎ごみ袋クーポンの配布（P3参照）ほか

町民を守る

こども
- ◎子育て世帯応援事業（P3参照）
- ◎追加授業日の給食提供（16日間）
- ◆小中学校再開・継続準備（非接触型体温計、消毒液等）ほか

地域
- ◎中小企業者等緊急支援金（P3参照）
- ◎行政区支援金（5万円＋世帯数×500円）
- ◎地域福祉活動再開支援（ボランティア、サロン等の再開支援）ほか

8月14日㈮までです！ 特別定額給付金の申請について

➡政策財政課政策調整係　TEL 54-5026

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」事業を実施しています。

◆対象／令和2年4月27日時点で、町の住民基本台帳に記録されている方

◆受給方法／給付対象者が属する世帯の世帯主が、世帯全員分の給付金を代表して受給

◆給付金額／給付対象者1人につき10万円

◆申請方法／郵送またはオンラインで申請してください。

○郵送申請／5月14日㈭に申請書を発送しています。紛失など、お手元に申請書がない場合はご連絡ください。

○オンライン申請／マイナンバーカードをお持ちの世帯主（申請・受給権者）が、マイナポータル上の特別定額給付金申請画面から申請してください。「マイナポータル」で検索してください。

◆申請期限／8月14日㈮（当日消印有効）

※期限を過ぎると、特別定額給付金を受給できません。

水道の基本料金の免除について

➡水生活課管理係　TEL 54-1545

新型コロナウイルス感染症に係る対策として、水道の基本料金を免除します。

◆免除内容／水道の基本料金を原則2か月分、100％免除します。

◆免除対象

一般家庭、事業所などの吉見町水道事業の水道使用者

対象地区	対象期間
西地区	7月検針分（5月・6月使用分）
東・南・北地区	8月検針分（6月・7月使用分）

※超過料金、下水道使用料等は免除対象外

◆手続き／不要（請求金額から基本料金を差引く）

◆注意／詐欺にご注意ください。免除手続きについて、役場から電話や訪問をすることは原則ありません。また、銀行やコンビニのＡＴＭへ免除手続きのために誘導することはありません。

給付金の詐欺にご注意ください

①町や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

②町や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

③職員が出向いて、通帳やキャッシュカード、印鑑などを預かることは絶対にありません。

◆詐欺を疑う電話内容

○現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること

○受給にあたり、手数料の振込みを求めること

○メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

◆相手に渡してはいけないもの

暗証番号／口座番号／通帳／キャッシュカード／マイナンバー

◆相談先

○消費者ホットライン（TEL 188）

○新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン（TEL 0120-213-188）

生活支援クーポンの配布について

➡地域振興課商工観光係　TEL 54-5027
➡農政環境課環境衛生・広域清掃推進係　TEL 63-5017

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、日常生活の各場面で「新しい生活様式」への取り組みが求められています。その中で、自宅で食事を楽しんでいただくテイクアウトおよびデリバリー、また自粛により足が遠のいていた理美容に利用できる「生活応援クーポン」を全世帯へ配布し、町民の生活を応援します。

◆利用期間／7月23日(木・祝)から9月22日(火・祝)まで

◆入手方法／令和2年7月10日時点で町の住民基本台帳に記録されている世帯主の方に役場から郵送いたします。（1世帯に対しクーポン1セット配布）

◆クーポン内容／飲食店クーポン券(500円×2枚)、理美容店クーポン券(500円×1枚)
指定ごみ袋無料引換券(1枚)

◆利用方法／チラシおよびホームページをご確認ください。

子育て世帯応援事業 ～吉見町地域通貨の配布について～

➡子育て支援課児童支援係　TEL 63-5014

新型コロナウイルス感染症に対する事業の一環として、子育て世帯の生活を支援するため、配布対象の児童がいる世帯に児童1人あたり12,000円分の吉見町地域通貨（共通商品券）を配布します。

◆配布対象／基準日（令和2年5月31日）に町の住民基本台帳に記録されている（されることになった方を含む）
平成14年4月2日から令和2年5月31日までに生まれた児童

◆配布方法／配布対象の児童がいる世帯の保護者等に、7月中に郵送します。

◆配布内容／吉見町地域通貨500円分×24枚（対象の児童1人あたり）

◆利用期限／令和2年12月31日まで

◆利用方法／チラシおよびホームページをご確認ください。

中小企業者等緊急支援金のご案内

➡地域振興課商工観光係　TEL 54-5027

新型コロナウイルス感染症により、事業に影響を受けた町内の事業者に対して、事業の継続、再起の糧とするため、支援金を交付します。

支援金額	1事業者に対し10万円（1回限り）
支援対象	申請時点において、町内で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること
交付要件	①町内に主たる事業所を有する法人または住所および事業所を有する個人事業主であること ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して、令和２年１月から申請する前月までの間における任意の１か月間の売上金額が、前年同月と比較して20％以上減少していること ③直近の年分の確定申告を行っていること ※開業してから間もない事業者の方は、ご相談ください。
交付対象外	①会社法第２条第１号に規定する会社以外の法人（例：宗教法人、医療法人、NPO法人など） ②農業者（会社法人を除く） ③反社会的勢力（例：暴力団員など）
申請期限	令和２年８月31日㈪まで（当日消印有効）
申請方法	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。
送付先	〒355-0192 吉見町大字下細谷411番地　地域振興課商工観光係 宛
申請書	下記URLまたは右記のQRコードからダウンロード http://www.town.yoshimi.saitama.jp/pickup/H31/coronavirus/tyusyo_kigyo_kinkyu_shien-kin.html ▼
提出書類	法人と個人によって一部異なりますので、ご注意ください。 【共通】○交付申請書兼請求書（同意書）原本 ○売上の減少を証明する帳簿等の写し ○通帳の写し（法人は法人名義、個人事業主は申請者名義） 【法人】○直近の事業年分の確定申告書の写し 【個人】○令和元年分の確定申告書Ｂ（第一表）の写し ○本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）の写し ○町内で事業を営んでいることが分かるものの写し（開業届、営業許可所、店舗の賃貸借契約書など）

医療受給者証について

➡①県疾病対策課　℡ 048-830-3562
②県健康長寿課　℡ 048-830-3561

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象者が現在お持ちの受給者証の有効期間が、自動で１年間延長されます。

◆対象制度／①指定難病、②小児慢性特定疾病
◆対象者／有効期間が以下の期間中に満了する方
令和２年３月１日～令和３年２月28日
◆ホームページ／下記 URL または QR コードから確認
① https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/index.html
② https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/newsyouman.html

①指定難病▶　②小児慢性特定疾病▶

布マスク等を寄贈していただきました

町内在住の複数の方から、町内小中学校へ布マスク等を寄贈していただきました。子どもの安全な学校生活のために活用させていただくとともに、学校では手洗いや換気の徹底等の対策を行っています。

よしみけやき保育所にも町内在住の方から布マスクの寄贈をいただきました。子どもの呼吸器への負担を考慮し、５歳児へ配布しました。

▲寄贈された布マスクを着用する子どもたち（保育所）

また、保育所では登所前、お昼寝後の体温測定を行うとともに、登所時および定期的な手指消毒、所内施設の消毒清掃の徹底をはじめ、保育室への入室を制限させていただくなどの感染症対策を行っています。

▲登所時の手指消毒の様子（保育所）

中学生社会体験チャレンジ事業について

吉見町中学生社会体験チャレンジ事業は、例年 11 月に町内各事業所の皆さんのご協力により実施しています。しかし、今年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とします。

この事業は、中学生が地域の中でさまざまな社会体験活動を通じて、豊かな感性や社会性などを育むことができる絶好の機会です。来年度以降に実施できるよう検討中ですので、各事業所の皆さんには引き続きご協力をお願いします。

吉見町中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会
吉見町教育委員会

フェイスシールドを寄贈していただきました

６月８日㈪、チーム Do! からフェイスシールド 300 個（帽子等の下に着用）を町に寄贈していただきました。災害などの非常時に有効活用させていただきます。

▲チームDo!の皆さん（中央、右）

自動ドア装置を寄贈していただきました

自動ドア装置の老朽化に伴い、NPO 法人全国自動ドア産業振興会より、１月 30 日㈭に正面玄関（１台）、５月 27 日㈬に東側（１台）の自動ドア装置を町に寄贈していただきました。装置の入れ替えによって、これまで以上に快適な環境となりました。

▲装置を入替えた自動ドア（モーター部分）

感染拡大を防止する「新しい生活様式」について

新型コロナウイルス感染症では、ウイルスに感染しても無症状や軽症であったために、自覚がないまま周囲に感染を拡大させてしまう場合があります。自分自身を感染から守るだけでなく、感染してしまった場合に周囲に感染を拡大させないことが重要です。日々の生活で「新しい生活様式」を実践していただき、感染拡大防止にご協力をお願いします。詳細については、下記URLまたは右記のQRコードからご確認ください。
http://www.town.yoshimi.saitama.jp/pickup/H31/coronavirus/atarashi_seikatsu_yoshiki.html▶

◆発熱や強い倦怠感が続く場合の相談窓口
○埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター　℡0570-783-770（24時間受付）
※聴覚に障がいのある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、FAXをご利用ください。
（FAXによるご相談の場合、回答までにお時間をいただく場合があります。）
埼玉県保健医療部保健医療政策課(FAX 048-830-4808)／東松山保健所(FAX 0493-22-4251)
◆最新情報／下記URLまたは右記のQRコードからご確認ください。
http://www.town.yoshimi.saitama.jp/pickup/H31/coronavirus/coronavirus_kanren_jyoho_%20ichiran.html▲

「新しい生活様式」　①一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本
①身体的距離の確保
②マスクの着用
③手洗い

外出時の注意点

×対面での会話を避ける

※高齢者や持病がある方などの重症化リスクが高い人と会う場合は、特に体調管理を厳重にしてください。

外出の後や食事の前などでは、手や顔を石けんで30秒ほど丁寧に洗う

◆手洗いのポイント
手のひら、手の甲、指先、爪の間、指の間、手首をしっかり洗う

遊びに行くなら、屋内ではなく、屋外で遊ぶ
屋内×　屋外○

移動に関する感染対策

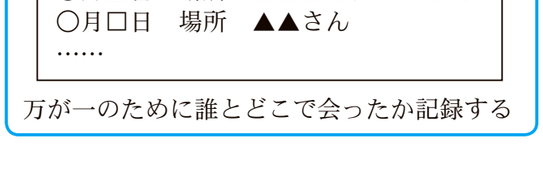

感染が流行している地域に関わる移動を控える

町、職場、近隣地域等の感染状況をよく確認する

×不要不急

不要不急の帰省・旅行・出張等は控える

対面記録
○月×日　場所　●●さん
○月△日　場所　■■さん、××さん
○月□日　場所　▲▲さん
……

万が一のために誰とどこで会ったか記録する

「新しい生活様式」　②日常生活を営む上での基本的生活様式

こまめな手洗い等

帰宅時、建物に入る前、食事前等に行なう

石けんで手洗い

手や指の消毒

うがい

咳エチケット

袖で口と鼻を押さえる

マスクを着用（口と鼻を押さえる）

ティッシュやハンカチなどで押さえる

「三密」の回避

密閉

密集

密接

健康チェック

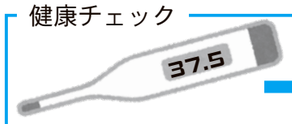

朝に体温を測定し、発熱や風邪の症状があれば、大事をとって休む

マスクやティッシュ等の捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいになる前に捨てる

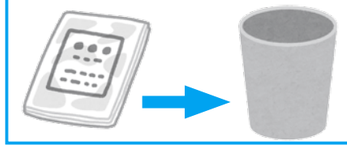

②ごみに直接触れず、空気を抜き、しっかり縛ってゴミ捨て場へ

ごみが外側に触れる、または破れている場合は袋を二重に！

③ごみを捨てたあとは、手をしっかり洗う

「新しい生活様式」　③日常生活の各場面別の生活様式

買い物

レジに並ぶときは、十分に距離をとる

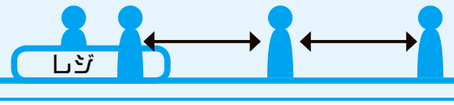

通販や電子決済を利用し、感染リスクを減らす

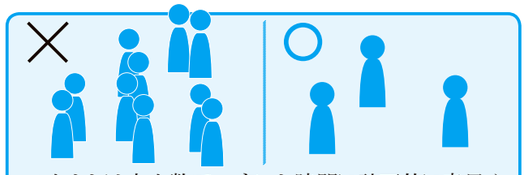

1人または少人数で、すいた時間に計画的に素早く

食事

対面を避けて座る

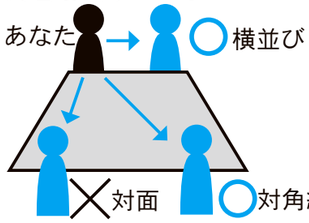

食器やグラス等の使い回しは避ける

大皿料理を避けて、1人分に料理を分ける

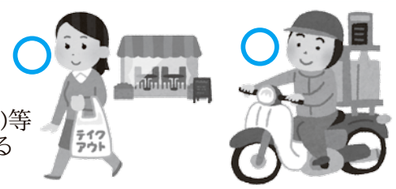

持ち帰り(テイクアウト)等を活用する

公共交通機関の利用

混んでいる時間帯を避けて利用する

自転車や徒歩を併用する

冠婚葬祭などの親族行事

発熱や風邪の症状がある場合は欠席する

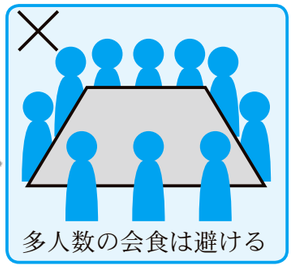

多人数の会食は避ける

娯楽・スポーツ等

公園で遊ぶ場合

人が少ない時間帯や、場所を選んで遊ぶ

すれ違うときは距離をとる

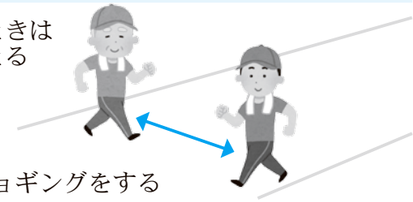

少人数で散歩やジョギングをする

筋トレやヨガは自宅で動画を活用

歌や応援は十分な距離を確保するか、オンラインで

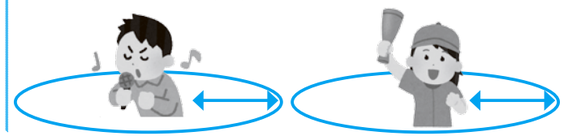

「新しい生活様式」　④働き方の新しいスタイル

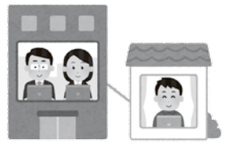

テレワークやローテーション勤務を取り入れる

会議・名刺交換はオンラインで実施

対面で行う場合は、換気とマスク

吉見町「新しい生活様式」安心宣言

町では、感染拡大を防止するため、「新しい生活様式」を取り入れます。

町民の皆さんが、安心して参加または利用ができるよう、町が主催する会議･イベントや管理する施設において、感染拡大を防止するため、次の事項に取り組みます。

また、町民の皆さんが町の施設をご利用いただく際には、各施設において制限･条件･遵守事項がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1　三密（密閉・密集・密接）を回避します
　毎時の換気、窓口や受付での密集防止、人と人との距離の確保（1m以上できるだけ2mを目安）
2　感染防止の対策を行います
　マスクの着用、手洗いや手指の消毒の徹底、手が触れる場所の消毒、発熱などの症状のある方の制限、症状のある職員の出勤制限
3　安全な施設にします
　入口などに手指消毒液を配置、対面する場所をビニールカーテンなどで遮蔽、カウンターなどの消毒
4　安心に向けた工夫をします
　常時換気の実施、施設利用後のテーブルや椅子などの共有物の消毒
5　当分の間、行いません
　感染リスクの高い施設の開放、三密が避けられない会議やイベント、閉鎖空間での激しい運動や大声

いきいき健康

○保健センター　TEL 54-3120
○介護予防施設悠友館　TEL 53-0526
○地域包括支援センター(保健センター内)　TEL 53-0370

悠　友　館　TEL 53-0526

各教室などは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止などになる可能性があります。ご利用前に、悠友館までお問い合わせください。

悠友館の利用条件等のご案内について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種条件を設定しています。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

◆開館時間／平日の午前9時から午後5時まで
◆7月の実施事業等／①貸館、②体操教室
◆実施事業等の利用条件
○1団体の利用人数は、下記の利用人数上限以内
○来館直前に自宅で検温し体調を把握
○受付時にチェックリストを記入し提出
○館内では、マスクを着用
○悠友館の血圧測定器は利用不可
○その他、施設管理者の指示に従う
○下記の体調等についての条件に該当しないこと
◆体調等についての条件

ご家族等を含めて利用当日および利用前2週間において、以下の条件に1つでも該当する場合は、ご利用をお控えください。

①平熱を超える発熱がある
②咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がある
③だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
④嗅覚や味覚の異常がある
⑤体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある
⑥新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある
⑦同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
⑧政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある

悠友館の貸館について

◆申込み／電話受付
※町内在住の60歳以上の方の団体を優先
◆予約開始日／7月分：予約受付中
8月分：7月1日㈬　午前9時から
◆利用人数上限／各部屋によって異なります。
①軽運動室（全面利用のみ）／16人
②談話室／4人
③会議室／6人
④工芸室／12人
⑤多目的ホール／5人

体操教室について

悠友館で下記の体操教室を開催します。

◆7月開催日程

開催曜日	開催日
月曜日	6日、13日、20日、27日
水曜日	8日、15日、22日、29日
金曜日	10日、17日、31日

◆内容／マスクを着用してできる軽運動
※各体操教室の運動強度はほぼ同一です。
◆時間／午前10時～11時30分（短縮等あり）
◆対象／町内在住の概ね65歳以上の方
◆定員／各教室16人（先着申込順）
◆申込み／電話受付（1人につき、2回まで予約可能）
◆予約開始日／7月1日㈬　午前9時から
◆その他／当日は、来館前にご自宅での血圧測定をお願いします

「新しい生活様式」における熱中症予防行動

今年の夏は、以前とは異なる生活様式で過ごすことになります。感染症予防だけでなく、熱中症予防も十分に行ってください。

◆マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動を避けてください。周囲の人との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩してください。特に、気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意してください。
◆暑さを避け、こまめに水分補給をしましょう。
◆日頃から健康管理や暑さに備えた体作りをしましょう。
◆天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考にしましょう。
◆高齢者、子ども、障がい者の方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

三密（密閉、密集、密接）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

距離を十分に取り、適宜マスクをはずして休憩する

こまめな水分補給

地域包括支援センター　TEL 53-0370

悩みを抱え込まないで…　認知症介護について相談してみませんか

町では在宅で認知症介護をされている家族介護者などに対して、「認知症ケア相談室」で相談を承ります。抱え込まずに相談してみませんか。町内3か所の身近な場所に相談室を設置しておりますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

事業者名等	受付時間	オレンジカフェ（予約不要）
地域包括支援センター（保健センター内） 下細谷1212／TEL 53-0370	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	◆とき／7月20日㈪　午後1時30分～ ◆場所／福祉会館1階
特別養護老人ホーム　常磐苑 北吉見350／TEL 53-2333	毎週月～金曜日 ※来所相談は要予約 午前9時～12時・午後2時～5時	◆とき／7月2日㈭　午後1時30分～ ◆場所／常磐苑本館1階
ケアハウスよしみの 地頭方333／TEL 54-5544	毎日 午前10時～午後4時	◆とき／7月19日㈰　午後2時～ ◆場所／ケアハウスよしみの1階

オレンジカフェとは

認知症の人やその家族が、地域の人や専門職とお互いに情報を共有し、理解しあう場です。主な活動内容は、情報交換、相談、イベント等です。

介護のつどい「ほっとすぺーす」のご案内

一介護するあなたのためのスペースー

介護に関心のある方ならどなたでも参加できます。お茶を飲みながら、日々の困りごとや介護の思いなど、なんでも語り合える場です。

◆と　き／7月20日㈪　午後1時30分～3時30分
◆ところ／吉見町福祉会館　1階ボランティアセンター室
◆対　象／介護をされている方、介護に関心がある方
◆申込み／電話にてお申し込みください。（費用無料）

吉見町保健センター　TEL 54-3120

7・8月の在宅当番医（診療時間 午前9時～午後5時）

日	曜日	医療機関名	診療科目	所在地	電話
7月23日	木・祝	上野医院	内科、外科	滑川町羽尾1077	56-2508
7月24日	金・祝	榎本耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	東松山市材木町2-29	22-3478
8月10日	月・祝	平成の森　川島病院	内科	川島町畑中478-1	049-297-2811

「在宅当番医」のほかにも、比企地区には日曜日に診察を行っている医療機関があります。
（注意）診療時間の変更や臨時休診することがあります。必ず事前に電話相談のうえ受診してください。

蚊が媒介する感染症の予防対策について

蚊が媒介する感染症にかからないためには、皆さん一人ひとりが対策をすることが重要です。

※蚊の活動は概ね10月下旬頃で終息します。
蚊対策は10月下旬頃までを目安に行いましょう。

蚊を増やさない

■普段の生活から対策を！
蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日ごろから住まいの周囲の水たまりをなくすように心がけましょう。

蚊に刺されない

■感染症流行地域では
海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握し、蚊に刺されないよう万全な対策をしましょう。
■一人ひとりが対策を！
屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

母子保健事業の再開および追加等のお知らせ

緊急事態宣言が解除となり、6月から乳幼児健診を再開しました。7月は通常の乳幼児健診のほか、延期していた各健診の対象の子どもに対して、改めて健診日を設けています。健診の対象となる子どもには、個別で通知します。また、既に医療機関を受診されていたり、予定が合わず健診日に来所が難しい等ありましたら、保健センターまでご連絡ください。

◆追加 7/ 7㈫1歳6か月児健診／H30.9～H30.10生対象　※3
◆追加 7/10㈮3歳児健診／H28.9～H28.10生対象　※3
◆中止 7/14㈫フッ素塗布事業　※1
◆変更 7/15㈬乳幼児相談（予約制 10組まで）※2
◆中止 7/17㈮フッ素塗布事業　※1
◆追加 7/28㈫2歳児歯科健診／H29.9～H29.10生対象　※3

※1　フッ素塗布事業の実施月の方には個別に通知します。
※2　ご希望の方は、保健センターまでご連絡ください。
※3　一部内容を変更して実施します。

町の家計簿公表します！

町では、皆さんから納めていただいた町税や国、県からの支出金、地方交付税などを財源として、さまざまな事業を進めています。ここでは、令和元年度上半期（4月～9月）の収入支出状況に下半期（10月～3月）の状況を加えた数値（令和2年3月31日現在）をお知らせします。

※令和2年4月1日から令和2年5月31日までの出納整理期間中は、令和元年度決算の整理が行われています。この表の数字は、出納整理終了後に公表する令和元年度決算とは異なります。

一般会計

予算現額の歳入構成比

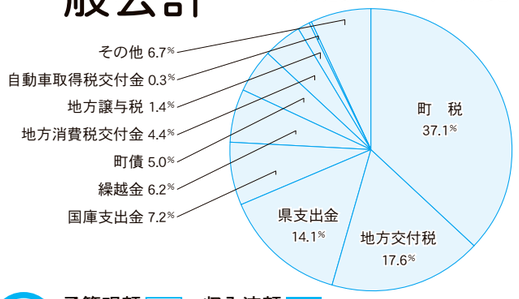

予算現額の歳出構成比

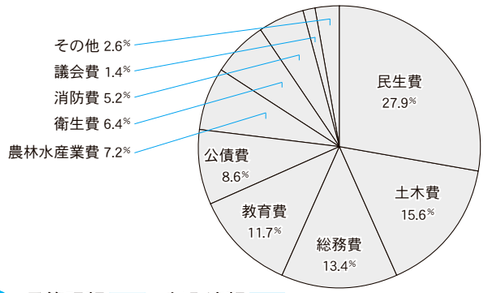

予算現額 収入済額

一般会計歳入状況　収入率 93.7%

予算現額　70億5,477万円
収入済額　66億1,194万2,135円

予算現額 収入済額

一般会計歳出状況　執行率 86.2%

予算現額　70億5,477万円
支出済額　60億8,192万7,712円

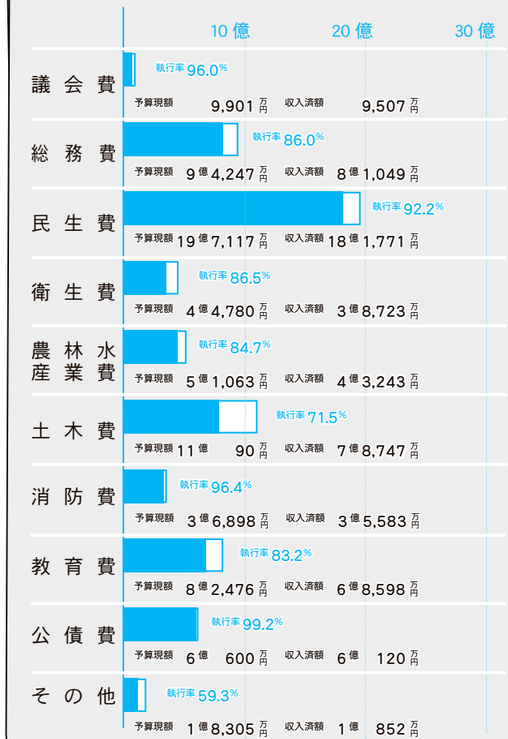

町債現在高の状況　令和元年度下半期（令和2年3月31日現在）

令和2年3月31日現在 100億7,018万8千円
（平成31年3月31日現在 103億7,170万4千円）

	令和2年3月31日現在	（平成31年3月31日現在）
一般会計	53億2,964万5千円	（53億964万4千円）
下水道事業特別会計	19億510万9千円	（20億1,453万5千円）
農業集落排水事業特別会計	15億8,400万1千円	（16億8,946万7千円）
公設浄化槽事業特別会計	1,592万1千円	（1,325万円）
水道事業企業債	12億3,551万2千円	（13億4,480万8千円）

特別会計

■国民健康保険特別会計

予算現額　22億6,713万6千円
収入済額　21億9,692万円
支出済額　21億5,622万4千円

区分	国保世帯数	被保険者数	月平均受診件数	1人当たり平均医療費
H31.4.1～R2.3.31	3,011世帯	4,957人	6,747件	340,502円
H30.4.1～H31.3.31	3,064世帯	5,104人	6,781件	365,653円
増減数	△53世帯	△147人	△34件	△25,151円
増減率	△1.73%	△2.88%	△0.50%	△6.88%

■後期高齢者医療特別会計

予算現額　1億9,083万6千円
収入済額　1億8,904万5千円
支出済額　1億8,204万9千円
◇被保険者数（H31.4.1～R2.3.31）　2,696人

■介護保険特別会計

予算現額　16億1,078万2千円
収入済額　15億8,416万9千円
支出済額　14億3,409万円

区分	被保険者数	認定者数	利用者数	月平均給付額	利用者1人当たり月平均給付額
H31.4.1～R2.3.31	6,202人	873人	848人	1億990万8千円	129,608円
H30.4.1～H31.3.31	6,093人	844人	783人	1億301万9千円	131,570円

■下水道事業特別会計

予算現額　4億5,994万4千円
収入済額　4億2,590万1千円
支出済額　3億8,420万3千円
◇下水道事業債

区分	令和元年度		平成30年度	
	現在高	構成比	現在高	構成比
公共下水道分	5億3,659万7千円	28.2%	6億3,499万9千円	31.5%
特環下水道分	11億7,574万8千円	61.7%	11億7,565万8千円	58.4%
流域下水道分	1億9,276万4千円	10.1%	2億387万8千円	10.1%
合計	19億510万9千円	100.0%	20億1,453万5千円	100.0%

■農業集落排水事業特別会計

予算現額　4億6,724万2千円
収入済額　3億7,187万7千円
支出済額　3億230万9千円
◇集落排水事業債

区分	令和元年度現在高	平成30年度現在高
集落排水	15億8,400万1千円	16億8,946万7千円

■公設浄化槽事業特別会計

予算現額　2,102万7千円
収入済額　1,329万6千円
支出済額　990万4千円
◇公設浄化槽事業債

区分	令和元年度現在高	平成30年度現在高
公設浄化槽	1,592万1千円	1,325万円

水道事業

◇事業収支状況

区分		令和元年度予定額	令和元年度末現在	執行率
事業収入	営業収益	6億5,356万2千円	6億6,298万7千円	101.4%
	営業外収益	4,975万8千円	4,395万8千円	88.3%
	特別利益	1千円	0千円	0%
	計	7億332万1千円	7億694万5千円	100.5%
事業支出	営業費用	6億3,457万9千円	5億9,810万6千円	94.3%
	営業外費用	3,766万3千円	3,713万1千円	98.6%
	特別損失	49万3千円	22万3千円	45.2%
	予備費	300万円	0千円	0%
	計	6億7,573万5千円	6億3,546万円	94.0%
資本的収入		2,453万3千円	2,555万5千円	104.2%
資本的支出		3億445万4千円	2億9,297万3千円	96.2%

◇業務量

事項	単位	令和元年度末現在	平成30年度末現在	比較 増減	比較 増減率
給水人口	人	18,789	19,020	△231	△1.2%
普及率	%	99.8	99.8	0.0	—
給水戸数	戸	7,618	7,601	17	0.2%
総配水量	m^3	3,861,225	3,936,608	△75,383	△1.9%
1日平均配水量	m^3	10,550	10,785	△235	△2.2%
1日最大配水量	m^3	12,723	13,847	△1,124	△8.1%
総有収水量	m^3	3,344,602	3,348,135	△3,533	△0.1%
有収率	%	86.6	85.1	1.5	—

◇企業債

区分	令和元年度末現在高	平成30年度末現在高
上水道事業債	12億3,551万2千円	13億4,480万8千円

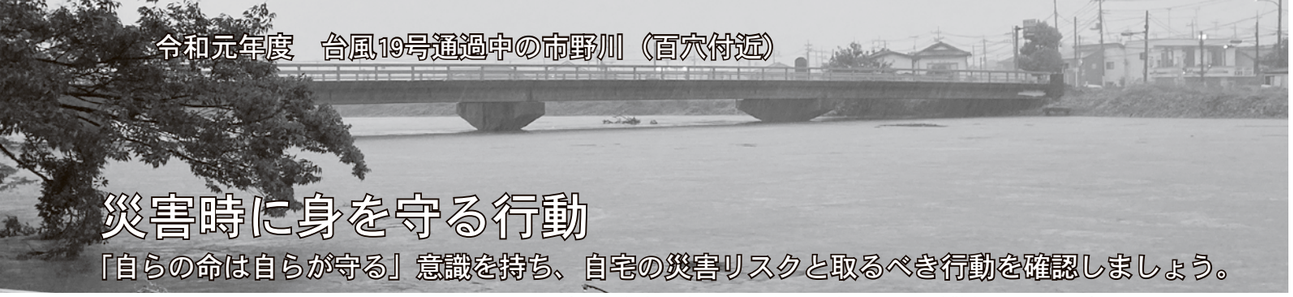

令和元年度　台風19号通過中の市野川（百穴付近）

災害時に身を守る行動

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。

平時に確認

さまざまな災害に直面する前に、どのような避難行動をすればよいのか確認しておきましょう。

避難行動判定フロー

ハザードマップ（3種類）▶
避難経路の確認などにご利用ください。
町ホームページや、役場総務課窓口で配布しています。

ハザードマップ※1で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

▼

家がある場所に色が塗られていますか。

いいえ → 色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住いの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

▼ はい

災害の危険があるので、原則として自宅の外に避難が必要です。

例外 → 浸水の危険があっても、①洪水により家屋が倒壊または崩落してしまうおそれの高い区域の外側である②浸水する深さよりも高いところにいる③浸水しても水が引くまで我慢できる、水・食料などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

▼

ご自身または一緒に避難する方は、避難に時間がかかりますか。

いいえ → 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか。

▼ はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか。

- はい → 警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう。(日頃から相談しておきましょう)
- いいえ → 警戒レベル3が出たら、市区町村が開設している**指定緊急避難場所**に避難しましょう。

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか。

- はい → 警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう。(日頃から相談しておきましょう)
- いいえ → 警戒レベル4が出たら、市区町村が開設している**指定緊急避難場所**に避難しましょう。

※1 ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

※避難場所はハザードマップで確認できます。

（参考）内閣府「令和元年台風19号等による避難に関するワーキンググループ」

緊急時に確認

台風、豪雨時等に避難する際には、可能な限り下記のポイントについて確認し避難しましょう。

警戒レベルの確認

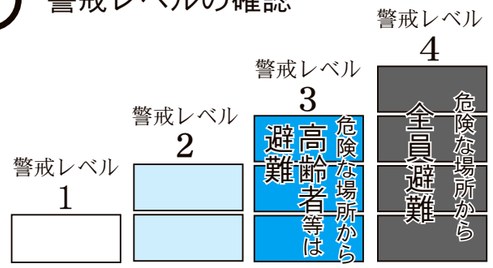

- ◆警戒レベル3や4が出たら危険な場所からすぐに避難しましょう。
- ◆「避難」とは、「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ◆避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することもご検討ください。
- ◆天候が回復したからとすぐに避難所から帰らず、安全が確保されたことを確認してから退出してください。

◆避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

避難所は、密集した空間での集団生活となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクが高まります。町では、避難所内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、三密（密閉・密集・密接）の回避や衛生環境の確保等の対策に努めてまいりますが、町民の皆さんには少しでも感染リスクを避けられるよう、次の内容を確認していただき、避難所における感染拡大防止にご協力をお願いします。

◆災害発生前に確認していただきたいこと

○お住いの地域について確認

ハザードマップで災害の危険性を把握してください。大雨等においても洪水や土砂崩れなどの恐れがなく、自宅での安全確保が可能な場合は、感染リスクを負ってまで避難所へ行く必要はありません。

○避難所以外への避難の検討

①親戚や友人の家等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため､可能な場合は、安全な場所にお住いの親戚や友人の家等へ避難できるよう、あらかじめ連絡をとるなどのご協力をお願いします。

②テント（地震時）や車中での避難の検討

グラウンドや駐車場等におけるテントや車中での避難等について、検討をお願いします。

③ホテルや旅館等の活用

宿泊等にかかる費用は、自己負担となります。

◆避難所に持参していただきたいもの

災害用備蓄品は種類や数に限りがあります。必要なものはなるべくご自身で持参していただきますよう、ご協力お願いします。

□マスク　□アルコール消毒液(携帯用除菌シート)
□体温計　□その他（水､食料､常備薬､日用品など）

◆避難所生活で実践していただきたいこと

①マスクの着用を徹底

②自己管理による健康管理チェック

発熱、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告してください。

③手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底

④避難所の衛生環境の確保

避難所の物品や身の回りの物等は、定期的または必要に応じて消毒をして衛生環境をできる限り整えるようご協力をお願いします。

⑤十分な換気の実施とスペースの確保

定期的または必要に応じた換気に、ご協力をお願いします。避難所内では、十分なスペースや適切な距離が保てるよう注意しましょう。

◆他の避難所への誘導について

避難所内が過密になることを防ぐため、止むを得ず他の避難所をご案内する場合がありますので、その際は、ご協力をお願いします。

避難情報等の入手方法

町では、洪水や土砂災害などの危険が迫っているときに、状況に応じて避難に関する情報を発表します。大雨の際などはこまめに避難情報を収集するようにしてください。

インターネット・メール

◆**町ホームページ**／災害情報などを随時更新します。

◆**町メール配信サービス（安全・安心メール）**

あらかじめ登録をしたメールアドレスへ、防災行政無線の放送内容や警察から提供される犯罪情報等をメールでお知らせします。

■登録の方法

①メール配信登録用アドレス yoshimi@b.bme.jp を宛名に入力し、空メールを送信する。空メール送信後に「登録完了メール」を受信できれば登録は完了です。

②右記 QR コードを読み取って登録することもできます。）

※「安全・安心メール」の詳細については、町ホームページをご覧ください。

◆**ツイッター**（吉見町公式アカウント @yoshimimachi）

災害など緊急時には災害情報などを発信します。

◆**緊急速報メール**／町内に滞在する方の携帯電話（ＮＴＴドコモ、ａｕ(ＫＤＤＩ)、ソフトバンクモバイル等の対応機種のみ）に、災害や避難勧告等の緊急情報を国や町から一斉配信します。

テレビ・ラジオ

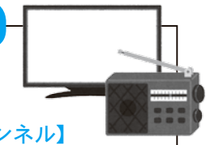

テレビのdボタンで河川水位・危険度を確認できます。

ＮＨＫ総合テレビ【地デジ1チャンネル】

NHK総合チャンネル(1チャンネル)のデータ放送を活用し、気象情報などの防災情報が確認できます。

■気象情報　■河川水位　■雨量情報
■防災、災害情報　など

テレ玉（テレビ埼玉）【地デジ3チャンネル】

テレビ埼玉(3チャンネル)のデータ放送を活用し、防災情報を発信しています。

①テレ玉（3チャンネル）を視聴
②リモコンdボタンを押して、テレ玉のデータ放送画面を開く。
③画面左下の一覧から『吉見町からのお知らせ』を選び、リモコンの【決定】ボタンを押す。

防災行政無線

防災行政無線の放送は、気象状況（大雨や暴風）や環境の違い（家の構造や周辺の交通量など）によって聞き取りにくいことがあります。

放送を聞き逃してしまった時、もう一度内容を確認したい場合は自動音声により電話で聞くことができます。

◆電話番号　０４９３－８１－６７８９

県営農地防災事業（湛水防除）「吉見領地区」が完了しました

県営農地防災事業「吉見領地区」は、大雨による湛水被害を防止し、農業の安定と地域住民の安心安全を確保するため、埼玉県東松山農林振興センターが実施機関となって開始されました。平成10年度の事業着手から、21年間の長期にわたって実施されてきましたが、令和2年3月をもって計画した全ての整備が完了しました。

吉見領地区は、昭和31年度から41年度にかけて実施された県営かんがい排水事業で整備された台山排水機場により、大雨による湛水被害の防止を図っていました。しかし、排水河川である市野川流域からの流量増大に伴う水位上昇、河川改修による洪水到達時間の短縮、および地区内の都市化に伴う流出量の増加等により、湛水被害が生じるようになっていました。こうした状況を改善するため、台山排水機場を廃止し、吉見排水機場の建設が決定されました。

吉見排水機場は平成23年度に完成し、町内最大の排水能力を有する排水ポンプ（口径1,500mm）4台が整備されています。毎秒21㎥の排水が可能で、台山排水機場と比較すると約2倍の排水能力があり、一般的な25mプールの水をわずか20秒程で空にすることができます。

さらに、吉見排水機場の能力を最大限に発揮するため、台山排水路の未整備区間であった1,680mの整備、区間内にある下銀谷堰と最上流部にある大工町堤防の樋管の改修が行われました。大雨の際は、速やかに下流に水を流し、吉見排水機場により市野川へ強制排水することができます。これにより、地区内の農地の湛水被害はもとより、道路や宅地等の冠水被害の軽減を図ることができます。

※湛水防除とは…排水能力の不足などにより農地等に不要な水が長時間たまってしまうことを防ぐこと。

【事業概要】◆場所／吉見町大字荒子地内外　◆受益面積／312.8ha　◆流域面積／1,463ha
◆負担区分／国50%・県42%・町8%　◆事業期間／平成10年度～令和元年度
◆事業量／吉見排水機場1か所、台山排水路L＝1,680m

吉見排水機場

▲吉見排水機場 外観

▲排水ポンプ（口径1,500mm）4台
（吉見排水機場内部）

台山排水路

▲台山排水路

▲大工町樋管およびゲート

大工町樋管のゲートについては、吉見排水機場と連動して開閉します。また、排水施設に位置付けているため、町と土地改良区が協力しながら操作します。

県営農地防災事業（湛水防除）「吉見領地区」計画一般図

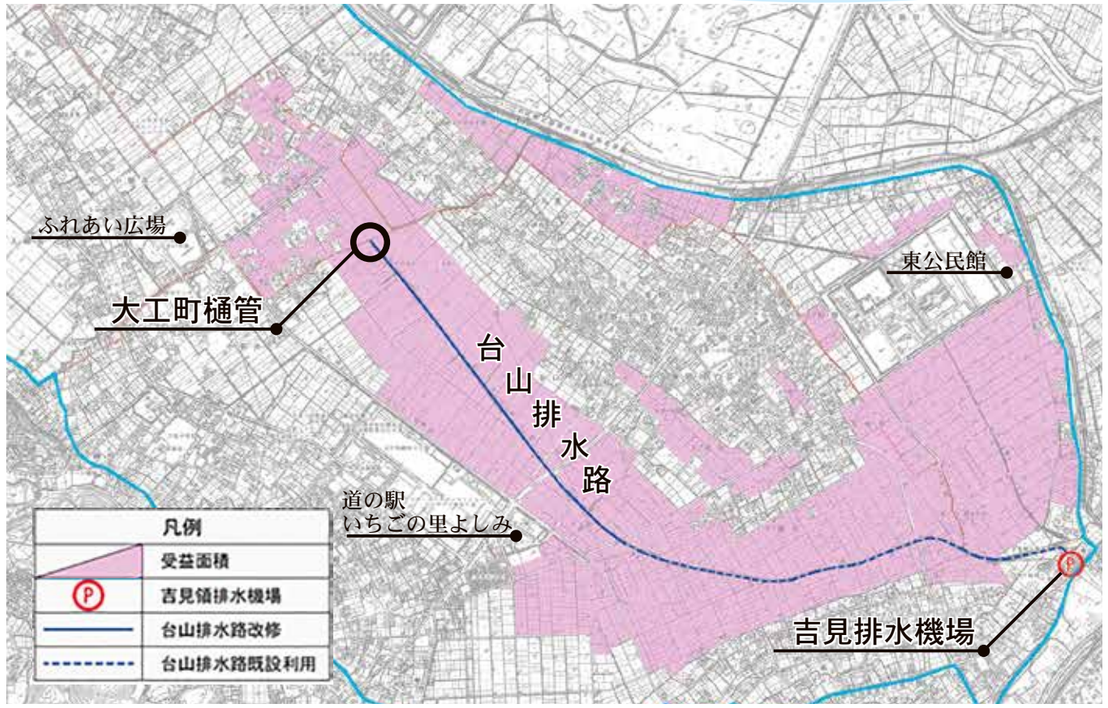

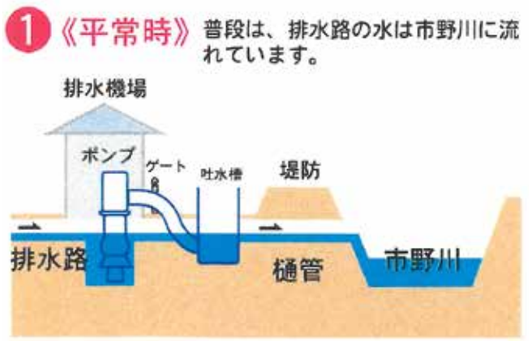

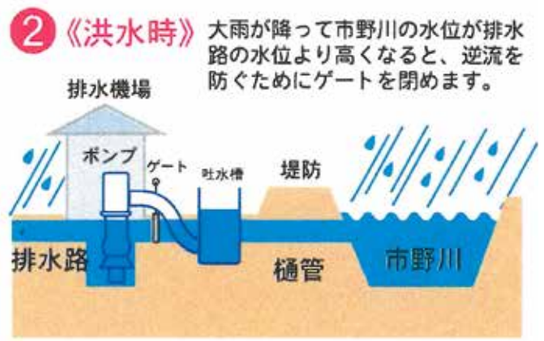

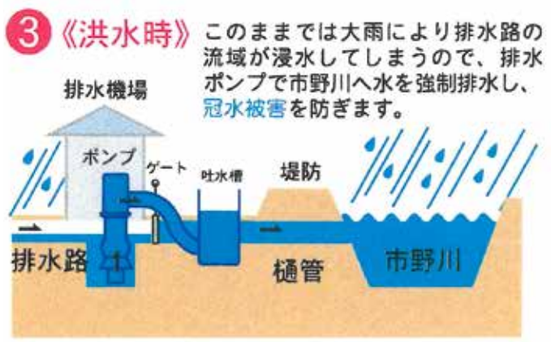

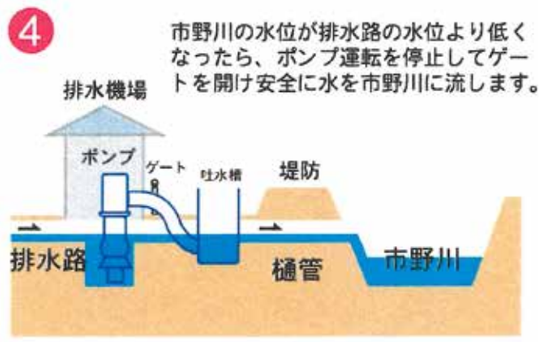

令和２年度分

国民健康保険税納税通知書を発送します

➡税務会計課課税係 TEL 54-5028

７月中旬に、令和２年度の国民健康保険税納税通知書等を町から発送します。

◆国民健康保険税（年税額）の計算方法

国民健康保険税は、**①医療分**（皆さんの医療費をまかなうためのもの）と、**②後期高齢者支援分**（後期高齢者医療制度を支援するもの）と、**③介護分**（40歳以上64歳までの方のみ・介護保険制度に使われるもの）の３つの合計額になります。（合算時に賦課限度額が適用されます。）

国民健康保険税 ＝ ①医療分 ＋ ②後期高齢者支援分 ＋ ③介護分

①②は加入者全員
③は40歳から64歳まで

所得割額	前年の所得から算出されます。（総所得金額等 － 基礎控除額33万円）× 所得割の税率※1
均等割額	被保険者1人につき／年※2

◆国民健康保険税の税率等

世帯の前年中の所得が国の定める所得基準を下回る場合、均等割額が軽減されます。

ただし、世帯主と被保険者全員が所得や生活状況を申告されていない場合は、軽減されません。

	所得割の税率※1	均等割額※2（1人につき／年）	賦課限度額（令和2年度改正）
①医療分	6.8％	21,500円	63万円
②後期高齢者支援分	2.5％	12,500円	19万円
③介護分	2.0％	12,000円	17万円
合計（①＋②＋③）	11.3％	46,000円	99万円

◆国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険税は、住民登録上の世帯単位で計算します。そのため、原則として**世帯主の方が納税義務者**となり、加入者全員分を合計した税額が課税されます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合であっても、世帯主が納税義務者となります。

◆国民健康保険税の納め方

7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期
1期 R2.7.31	2期 R2.8.31	3期 R2.9.30	4期 R2.11.2	5期 R2.11.30	6期 R3.1.4	7期 R3.2.1	8期 R3.3.1

※納め忘れなどをなくすため、便利な口座振替をご利用ください。

○普通徴収（納付書や口座振替などでの納付）

普通徴収は、町から送付する納税通知書に基づき、納付書または口座振替により納付する方法です。納期は、原則として７月から翌年２月までの年８回です。各納期限は、上記のとおりです。

○特別徴収（年金天引き）

世帯主が国民健康保険の被保険者で、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳までの世帯の方は、原則として国民健康保険税を世帯主の年金から差し引く「特別徴収」になります。（ただし、一定の要件を満たさないと特別徴収の該当とはなりません。）年６回、偶数月の年金の定期支払いの際に、あらかじめ保険税を差し引きます。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方等は、申請により国民健康保険税の減免が認められる場合があります。詳細につきましては、決まりましたら町ホームページ等でお知らせします。また、７月中旬に発送する令和２年度納税通知書に案内リーフレットを同封する予定です。

令和２年度分

後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

➡福祉町民課健康保険係 TEL 63-5011

７月中旬に、特別徴収開始通知書、納入通知書、口座振替通知書を町から発送します。

◆保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金から保険料が特別徴収されます。それ以外の方は、納付書や口座振替で納めます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額（複数の年金を受給されている場合は、そのうちの１つの年金）の２分の１を超える場合は、後期高齢者医療保険料は年金から特別徴収されず、納付書で納めることになります。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●		●		●		●	
普通徴収				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
10月から特別徴収							●		●		●	

○特別徴収（年金天引き）

年６回、偶数月の年金の定期支払いの際に、保険料をあらかじめ差し引きます。

○普通徴収（納付書や口座振替などでの納付）

吉見町から送付される納付書で、保険料を納入します。

○納付できる場所

吉見町役場のほか、納付書裏面記載の金融機関で納付できます。また、㊓と記載のある納付書は、納期内であれば郵便局でも納付できます。

※納め忘れをなくすため、便利な口座振替をご利用ください。

◆保険料の計算方法

一人ひとりの保険料の額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。なお、保険料の上限は64万円と定められています。

○均等割額 41,700円

○所得割額〔（総所得金額－33万円）× 0.0796〕円

※100円未満切り捨て

◆保険料の軽減

所得に応じて保険料の軽減を実施します。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額
7割	基礎控除額33万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各所得なし）	12,510円
7.75割		上記以外の方	9,380円
5割	基礎控除額　33万円＋（28.5万円×世帯の被保険者数）以下		20,850円
2割	基礎控除額　33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）以下		33,360円

医療保険料の軽減率が変更になります。

※後期高齢者医療制度の被保険者となる前日において、被用者保険などの被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず、均等割額が加入後２年間に限り５割に軽減されます。

被保険者の方に新しい被保険者証を送付します

８月１日㈯から後期高齢者医療制度の保険証が「緑色」に変わります。新しい保険証は７月末までに簡易書留でお届けします。８月以降は、新しい「緑色の保険証」を医療機関の窓口に提示してください。

※現在お持ちの被保険者証（有効期限が令和２年７月31日）については、福祉町民課に返却していただくか、ご自身で裁断するなどの処分をしてください。

見本

（緑色）

◆新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方等は、申請により後期高齢者医療保険料の減免が認められる場合があります。詳細につきましては、決まりましたら町ホームページ等でお知らせします。また、７月中旬に発送する被保険者証に案内リーフレットを同封する予定です。

令和２年度分

介護保険料納入通知書を発送します

➡健康推進課介護保険係 TEL 63-5013

７月中旬に、令和２年度の介護保険料納入通知書を町から発送します。

◆介護保険料の納付方法について

○普通徴収（納付書や口座振替などでの納付）

普通徴収は、町から送付する納入通知書に基づき、納付書または口座振替により納付する方法です。納期は原則として７月から翌年２月までの年８回です。各納期は右記のとおりです。

7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期
1期 R2.7.31	2期 R2.8.31	3期 R2.9.30	4期 R2.11.2	5期 R2.11.30	6期 R2.12.25	7期 R3.2.1	8期 R3.3.1

※納め忘れなどをなくすため、便利な口座振替をご利用ください。

○特別徴収（年金天引き）

年金が年額18万円以上の方は、年金定期支払の際にあらかじめ介護保険料が差し引かれます。

※年度途中で65歳になられた方や他の市町村から転入された方等は、特別徴収対象者として把握される月の概ね６か月後から年金天引きになります。それまでは普通徴収となります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方等は、申請により介護保険料の減免が認められる場合があります。詳細につきましては、決まりましたら町ホームページ等でお知らせします。

◆新しい「介護保険負担割合証」をお送りします

○要介護（要支援）認定を受けている方および町の総合事業対象の方に、「介護保険負担割合証」を送付します。お手元に届きましたら、記載されているご自身の負担割合（1割、2割または3割）を必ず担当ケアマネジャーや施設等に伝えてください。

○負担割合証は介護サービスを利用するために重要なものですので、大切に保管してください。

介護保険の自己負担割合の判断基準

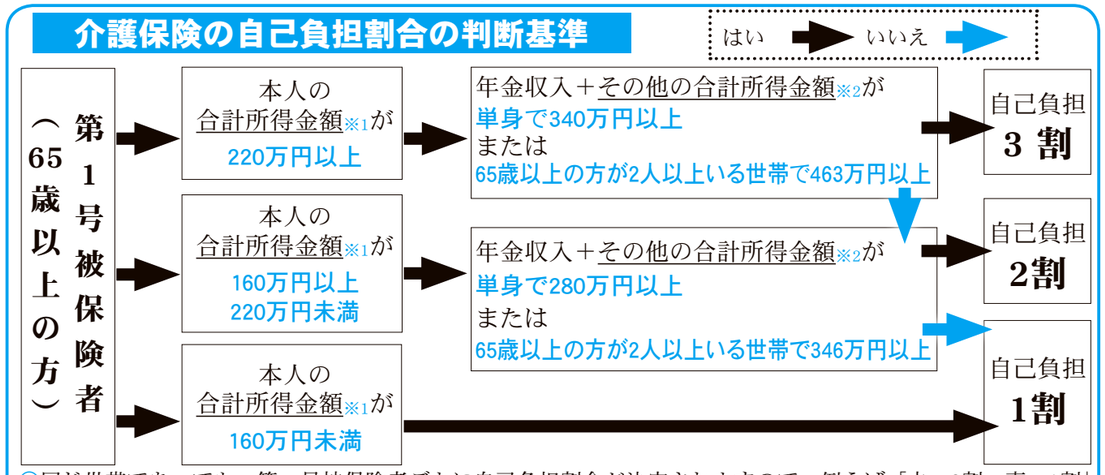

○同じ世帯であっても、第一号被保険者ごとに自己負担割合が決定されますので、例えば「夫：2割、妻：1割」という場合もあります。

※１ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した後で、扶養控除や医療費控除前、総所得および株式にかかる譲渡所得等の繰越控除前、分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除後の金額が対象となります。

※２「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

ご注意ください

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が一体化されました

➡福祉町民課健康保険係 TEL 63-5011

旧

◆保険証（灰色）

埼玉県
国民健康保険
被保険者証
記号 123　番号 456789
有効期限　令和3年7月31日

氏名　国保　花子
生年月日　昭和24年7月11日
性別　女
適用開始年月日　平成30年8月1日
交付年月日　令和元年7月1日
世帯主氏名　国保　太郎
住所　埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411
保険者番号　110551　交付者名　吉見町

◆高齢受給者証（水色）

埼玉県国民健康保険高齢受給者証
有効期限　令和２年7月31日
交付年月日　令和元年8月１日

記号	123	番号	456789
世帯主 住所	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411		
世帯主 氏名	ｺｸﾎ　ﾀﾛｳ 国保　太郎	性別	男
対象被保険者 氏名	ｺｸﾎ　ﾊﾅｺ 国保　花子	性別	女
対象被保険者 生年月日	昭和24年7月11日		
一部負担金の割合	2割		
発効期日	令和元年8月1日		
保険者番号並びに交付者の名称印	吉見町 〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町 大字下細谷411番地 TEL　0493-54-1511		

新

◆保険証（ピンク色）

埼玉県
国民健康保険
被保険者証
兼高齢受給者証
有効期限　令和3年7月31日
発効期日　令和2年8月１日
記号 123　番号 456789

氏名　国保　花子
生年月日　昭和24年7月11日
性別　女
適用開始年月日　平成30年8月1日
負担割合　2割
交付年月日　令和2年8月1日
世帯主氏名　国保　太郎
住所　埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411
保険者番号　110551

※70歳から74歳の方には、（　）で囲まれた部分が印字されています。

８月１日から新しい国民健康保険被保険者証（ピンク色）に変わります。新しい保険証は７月中に特定記録でお届けします。８月以降は、新しい「ピンク色の保険証」を使用してください。

また、70歳から74歳の方には、従来、保険証と別に高齢受給者証を交付していましたが、今年度から一体化され「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」になりました。

なお、社会保険に加入したときは、国保の資格喪失の手続きが必要です。もし、社会保険に加入しているのに新しい国保の保険証が届いた場合は、福祉町民課に連絡してください。

※現在お持ちの保険証（有効期限が令和２年7月31日）については、福祉町民課に返却していただくか、ご自身で裁断するなどの処分をしてください。

申請受付が７月１日㈬からはじまります

令和２年度国民年金保険料免除・納付猶予制度

➡福祉町民課町民年金係 TEL 63-5010
➡川越年金事務所 TEL 049-242-2657

◆保険料免除制度

申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が一定額以下の場合や、離職したことで保険料の納付が困難な方のために、前年の所得に応じ４段階の免除制度があります。免除の種類は、①全額免除、②４分の３免除（４分の１納付）、③半額免除（半額納付）、④４分の１免除（４分の３納付）の４種類です。

◆納付猶予制度

50 歳未満の方で、申請者本人、配偶者それぞれの前年の所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料を後払いできる制度です。なお、納付猶予期間分は受給資格期間としては算入されますが、追納しないと年金額には反映されません。また、追納するには手続きが必要となります。ご注意ください。

◆申請先

福祉町民課町民年金係または川越年金事務所

◆持ち物

・マイナンバーがわかるものまたは基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や納付書等）
・印鑑
・離職された方は、雇用保険受給資格者証または離職票の写し

◆該当期間

令和２年７月分から令和３年６月分まで

※原則として毎年度、申請が必要です。「7 月から翌年の６月まで」を１年度としています。

～年金について知りたいことがすぐに探せる～ **「年金ポータル」をご利用ください**

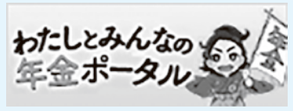

インターネットを使って年金の情報を調べることができる「年金ポータル」が平成 31 年４月に開設されました。ライフスタイルや日常生活の中のさまざまなシーンに合わせたテーマで年金に関する情報を探すことができます。また、専門用語をなるべく使わず、「20 歳になったら?」「年金のしくみは?」といった表現での説明や、図とイラストによりわかりやすく解説されています。年金の制度や手続きについて調べるための入口としてご活用ください。

ホームページアドレス　https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/index.html

令和２年８月１日診療分から

ひとり親家庭等医療費の現物給付（窓口払いの一部廃止）が始まります

➡子育て支援課児童支援係 TEL 63-5014

町では、比企管内・東秩父村・鴻巣市・北本市の医療機関と協定を結び、令和２年８月１日診療分からひとり親家庭等医療費の窓口払いを一部廃止し、医療機関窓口での保険診療自己負担金（医療費の２割または３割）の支払いをなくします。

◆受給者証について

現在、青色の「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」をお持ちの方には新しい受給者資格者証を７月末に送付します。古い受給資格者証は子育て支援課に返却してください。

◆受診する際について

医療機関で受診する際に毎回、必ず受給資格者証を提示してください。受診する際に受給資格者証が提示できない、または協定を締結していない医療機関を受診する場合は従来どおりの償還払いとなります。

◆１か月あたりの保険診療自己負担額について

１つの医療機関で 21,000 円以上になった場合は、保険診療自己負担額を全額窓口でお支払いいただきます。また、複数回の受診により 21,000 円以上になった場合はその月初めに遡ってお支払いいただくようになります。この場合も、従来どおりの償還払いとなります。

※申請する場合は、加入している健康保険組合等の付加給付・高額療養費の支給・不支給通知を添えて申請してください。

ご存じですか

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費

➡子育て支援課児童支援係 TEL 63-5014

◆児童扶養手当／父母の離婚・死亡などで、18 歳まで（当該年度に 18 歳に到達する子どもを含む）の子ども（一定の障がいがある場合は20 歳未満）を育てているひとり親家庭等の家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。申請日の翌月分から手当が受けられます。

◆ひとり親家庭等医療費／健康保険に加入しているひとり親家庭等の父または母等の養育者が病院等で受診したとき、その医療費の自己負担額を支給します。申請日から支給の対象となります。

◆申請について／児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費を受給するためには、申請が必要です。いずれも所得制限があり、本人や扶養義務者（同一住所地の家族）の所得により該当となるか判定します。また、婚姻届を提出しておらず、事実上の婚姻関係にある場合（内縁関係など）は、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の対象となりません。

◆その他／現在、受給されている方で、住所変更、婚姻（事実上の婚姻関係含む）や健康保険証、家族構成、受取口座に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

ご相談ください

特別児童扶養手当

➡福祉町民課福祉係 TEL 63-5012

身体または精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を育てている方のうち、主として生計を維持している方（里親を含む）に支給される手当です。申請日の翌月分から手当が受けられます。

◆対象者／次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している父母または養育者

①身体に重・中度の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする方(概ね身体障害者手帳1級～ 3級)
②精神障がいであって、①と同程度以上の方
③身体または精神の障がいが重複する場合であって、①または②と同程度以上の方

※次のいずれかに該当する場合は、手当が受けられません。

〇父母および扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
〇障がい児が施設に入所している場合
〇障がい児が児童の障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合

◆支給額／ 1級（重度）：月額52,500円
2級（中度）：月額34,970円

◆申請場所／庁舎1階2番（福祉町民課）窓口

厚生労働省からひとり親のご家庭に大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

➡子育て支援課児童支援係 TEL 63-5014

◆基本給付／児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付※1

〇対象者／以下の①から③のいずれかに該当する方

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
②公的年金等※2を受給しており、令和2年6月の児童扶養手当の支給が全額支給停止される方※3
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1児童扶養手当法に定める『養育者』の方も対象
※2遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等
※3既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけではなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります。

〇給付額／ 1世帯へ5万円、第2子以降1人につき3万円

◆追加給付／新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

〇対象者／左記の基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

〇給付額／ 1世帯へ5万円

◆給付金の支給手続き等／給付金の申請方法、期限などにつきましては、翌月以降の広報等にてお知らせします。

◆お問合せ先

〇厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
TEL0120-400-903（平日午前9時～午後6時）
〇子育て支援課児童支援係　TEL63-5014

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。ご自宅や職場などに県・町・厚生労働省などの職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、町や警察にご連絡ください。

ご理解とご協力をお願いします 住基ネットワークシステムが一時停止となります

➡福祉町民課町民年金係 TEL 63-5010

新型コロナウイルス感染症の影響により、5月28日㈭に作業予定であったウイルス対策ソフトの入れ替えが7月16日㈭に変更となりました。停止に伴い、7月16日㈭は住基ネットを利用した業務を行うことができません。

業務停止日
7月16日㈭

■停止する業務

◇住民票の写しの広域交付
・吉見町の方が他市区町村で住民票の写しの広域交付を受けること
・他市区町村の方が吉見町で住民票の写しの広域交付を受けること

◇住基カード・マイナンバーカードを利用した転出・転入届
・吉見町から他市区町村への転出届（当日における転入先での転入の特例は受けられません。）
・他市区町村から吉見町への転入届（転出証明書を添付した転入届は受けることができます。）

※吉見町に転入届を7月16日㈭に提出する場合は、事前に転出証明書を取得し、お持ちください。

◇海外からの転入届
・海外から帰国したときの転入届

◇マイナンバーカード（個人番号カード）の交付業務等
・マイナンバーカード（個人番号カード）の交付、停止、券面事項の更新、継続利用等

◇公的個人認証（電子証明書）発行業務等
・電子証明書の発行、更新、失効等

浄化槽をご使用の方へ 維持管理について

➡一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 TEL 048-649-5151

ご家庭の庭先に埋設された浄化槽は、トイレ排水などの汚水を処理するもので生活に欠かせないたいへん重要な施設です。汚水は浄化槽の中の微生物の働きにより浄化され、最後に消毒され側溝等に放流されます。たまった汚泥の引き抜きや装置の調整、そして消毒薬の補充などの保守点検を行わないと、故障により多額の費用を要したり、悪臭で近隣に迷惑をかけることになります。

このため、浄化槽を使用している方には次の3つが維持管理として法律により義務付けられています。この3つの維持管理について、清掃業者などにそれぞれ依頼（委託）しなければなりません。また、定期水質検査を受検していただき、浄化槽の機能が十分に発揮するよう適正な維持管理をお願いします。

◆1保守点検（年3回以上）／浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充など
◆2清掃（年1回以上）／浄化槽内にたまった汚泥や汚物の抜き取りなど
◆3定期水質検査（年1回）／保守点検・清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査
■検査申込／上記電話番号まで

適正に処理しましょう

農業用廃プラスチックを無料で収集します

➡農政環境課農政係 TEL 63-5015

新型コロナウイルス感染症の影響に対する農業従事者への支援として、今年度は無料で実施します。

◆収集場所／JA吉見カントリーエレベーター　TEL 54-7677
◆フィルム資材の梱包方法／①泥、ゴミを落とす
②つづら折りにする③同じ素材のものでしばる
※塩化ビニールにはこのマークが付いています。

農ビ

◆収集日時・種類

種　類	収集時間	搬入対象地区
塩化ビニール	午前9時～11時	南・西・北
7月6日(月)	午後1時～3時	東
ポリエチレン	午前9時～11時	南・西・北
7月10日(金)	午後1時～3時	東

開かれた町政と個人の権利を保護する

情報公開と個人情報開示の状況

➡総務課法務情報係 TEL 54-1514

◆**情報公開制度**／町が保有する情報を、情報公開を望む方からの要求に応じ、原則として公開する制度です。

○令和元年度　情報公開の請求・処理状況

請求件数	決定状況				取下げ	異議申立て
	公開	部分公開	非公開（うち不存在）	存否不回答		
26件	7件	12件	5件（3件）	1件	1件	0件

◆**個人情報保護制度**／町が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、管理や利用方法のルールを定めるとともに、自己の情報に関し、開示や訂正などの請求をすることができる制度です。

○令和元年度　個人情報の開示請求・処理状況

請求件数	決定状況			取下げ	異議申立て
	開示	部分開示	不開示		
2件	0件	2件	0件	0件	0件

第70回社会を明るくする運動　広がり、つながる未来の輪

➡福祉町民課福祉係 TEL 63-5012

7月は"社会を明るくする運動"強調月間・再犯防止啓発月間です。

「社会を明るくする運動」は、「犯罪の防止と、犯罪をしてしまった人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠である」という認識から、昭和24年に有志が実施した取り組みから始まり、全国に広まっていきました。

町では、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、"社会を明るくする運動"～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を推進します。

なお、今年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、町内街頭キャンペーンは中止します。

◆犯罪や非行からの立ち直りを支える「更生保護」

国とボランティアが力を合わせて犯罪や非行からの立ち直りを支えていく「更生保護」という活動では、町でもさまざまな立場の方々が活躍しています。

○**保護司**／町では、現在7名の保護司が、犯罪や非行をして保護観察を受けた人の生活を見守り、さまざまな相談に乗ったり、指導等をしています。

○**更生保護女性会員**／女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティア活動をしています。

社会を明るくする運動町内キャンペーン（昨年度）▶

◆犯罪や非行のない明るい社会へ

犯罪や非行からの立ち直りには、地域社会の温かい心が必要です。立ち直りを見守り支えることで、わたしたちが暮らす地域がより安全で安心なものになっていきます。わたしたちに何ができるかを考え、できることからはじめてみませんか?

優良運転者表彰に該当される方は、申請してください

➡東松山交通安全協会事務局 TEL 23-9674

東松山警察署と東松山交通安全協会では、令和2年度優良運転者表彰を行います。該当される方は、ぜひ、申請してください。

◆対象／東松山交通安全協会会員であり、自動車（原付を含む）を運転し、過去5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年以上無事故無違反で、他の運転者の模範となっている方
◆申請方法／申請書（支部役員および東松山交通安全協会事務局で、交付を受けてください。）に無事故無違反証明書を添えて、8月7日㈮までに右記の東松山交通安全協会吉見支部の役員までお申し込みください。

役　職	氏　名	連絡先
東松山交通安全協会副会長	室田龍二	54-2388
吉見支部長	伊藤正幸	54-2112

※無事故無違反証明書は、埼玉県自動車安全運転センターへ、所定の用紙で申請してください。
※発行には約10日間かかります。（手数料670円）

令和２年度

吉見町職員採用試験

総務課秘書人事係　TEL 54-1512

小さくても輝く吉見町・田舎でも誇れる吉見町を目指して一緒に働きませんか!!

職種および採用予定人員	①社会福祉士	②保　健　師	③保　育　士
	1名程度	1名程度	3名程度

受験資格

◆日本国籍を有する方で、地方公務員法第16条に該当しない方
◆①・②／昭和56年4月2日以降に生まれた方、③／平成4年4月2日以降に生まれた方
①社会福祉士／社会福祉士の資格を有する方または令和3年3月末までに資格を取得する見込みの方
②保健師／保健師の資格を有する方または令和3年3月末までに資格を取得する見込みの方
③保育士／保育士の資格を有する方または令和3年3月末までに資格を取得する見込みの方

試験方法

◆1次試験／教養試験・適性試験・作文試験・専門試験
【試験日および会場】令和2年9月20日㈰　吉見町役場庁舎（吉見町大字下細谷411番地）
◆2次試験／ 1次試験合格者に対して行います。
※新型コロナウイルス感染症対策の状況により、延期または中止となることもあります。

受付期間

◆郵送／ 7月13日㈪～ 7月31日㈮まで　※当日消印有効
封筒の表面に「職員採用試験関係書類在中」と朱書きし、必ず「特定記録」または「簡易書留」で郵送してください。（これらによらない場合による事故については、責任を負いません。）
※新型コロナウイルス感染症対策により、郵送による受付のみとなります。

提出書類

①令和2年度職員採用試験受験申込書
②令和2年度職員採用試験受験申込書に張り付けた写真と同じ写真1枚（裏面に氏名を記入してください。）
③受験票返信用の定型（長形3号）封筒【受験者の住所・氏名を記入し、84円切手を貼り付けてください。】

受験案内

◆受験案内および申込書／ 7月6日㈪から町ホームページに掲載します。

お問合せ

〒355-0192　吉見町大字下細谷411番地　吉見町役場　総務課　秘書人事係　TEL54-1512

吉見町会計年度任用職員を募集します

健康推進課包括支援センター係 TEL 53-0370

◆募集職種／社会福祉士（1名）
◆業務内容／高齢者の相談支援業務など
◆任用期間／令和２年８月１日～令和３年３月31日
◆勤務時間／午前８時30分～午後５時15分
月曜日～金曜日（祝日除く）
※勤務日、時間は応相談
◆給与等／月額 221,500 円
通勤手当、期末手当等あり（支給要件あり）
◆選考方法／書類選考（必要に応じ面接）
◆申込方法／募集案内・申込書を７月１日㈬より健康推進課包括支援センター係（保健センター内）の窓口にて配布します。（町ホームページでのダウンロード可）
申込書に必要事項を記入し、以下の期間内に郵送（簡易書留※当日消印有効）または提出してください。
◆提出先／健康推進課包括支援センター係
〒355-0118 吉見町大字下細谷1212番地（保健センター内）
◆受付期間／７月１日㈬～７月17日㈮

生涯学習だより

教育委員会生涯学習課
生涯学習係（町民体育館内）　TEL 54-8311
文化財係（吉見百穴構内）　TEL 54-9111
図　書　館　係　※TEL 54-1517
生涯スポーツ係（町民体育館）　※TEL 54-5625
町　民　会　館　係　※TEL 53-1331
公民館係（フレサよしみ内）　※TEL 53-1331
※月曜日は休館となります。

記載のイベント等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、変更、延期、中止となる可能性がございますので、必ず担当に電話にてご確認ください。

図　書　館

図書館係 TEL 54-1517

～こわ～いおはなしがいっぱい！～ こわい本特集コーナー

夏の暑さを吹き飛ばすような「こわい本」を集めた特集コーナーを設置します。絵本だからこその作品もありますので、大人の方もぜひ手に取ってお楽しみください。

夏休み自由研究図書コーナー

夏休みの自由研究用の参考図書を取り扱ったコーナーを設置します。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、自由研究用に２階の視聴覚室はご利用できません。ご理解を賜りますようお願いします。

吉見町立図書館　TEL 54-1517

新着図書案内

※図書館ホームページ、図書館内「新着本コーナー」でも紹介していますので、ぜひご覧ください。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.library.yoshimi.saitama.jp/
開館時間　火曜～金曜日　午前９時30分～午後５時30分
土・日・祝日　午前９時30分～午後５時

一般書

あなたに会えて困った
藤崎　翔 著

善人と書いてヨシト、なのに空き巣で前科二犯となる。出所早々、凝りもせず忍び込んだ豪邸の主は、なんと初恋相手の美女マリアだった。後日、偶然を装って再会し、急速に距離を縮めていく二人…、と思いきや、彼女から夫の殺害を依頼される？！最後の最後であっと驚く展開にご注目！

児童書

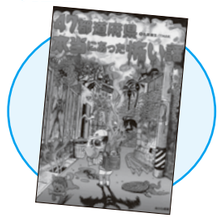

47 都道府県本当にあった怖い話
久田樹生 著

日本全国で起きた恐ろしい現象、不思議な出来事の話を県別で紹介しています。各地の特徴や歴史、伝承を取り上げ、薬学・天文・演劇・音楽など各専門の分野の人たちがチームとなって本当にあった話を集めました。真夜中にたった一人で読むのは…。

新しく入った本を紹介します！

一般書

その話、諸説あります。　ナショナルジオグラフィック編
仕事と遊びに役立つ Python パイソン活用術　日経ソフトウエア編
子供の一生を幸せにする 24 の食育術　アグネス・チャン
もうイライラしない！怒らない脳　茂木健一郎
少人数で盛り上がるシニアの1,2分体操&ゲーム50　斎藤　道雄
南インド料理店総料理長が教える 15 分!本格インドカレー　稲田　俊輔
忍者学講義　山田　雄司
田中角栄最後の激闘　大下　英治
宝の山　水生　大海
任侠シネマ　今野　敏

児童書

コンパスが南をさすとき　陰山　聡
くらべてびっくり！やばい進化のいきもの図鑑　今泉　忠明
楽しいおもちゃの作り方どうぶつのおもちゃ　WILL こども知育研究所編
魔法のかけっこレッスン　三田　翔平
しらゆきちりか　ちっちゃいな　薫　くみこ
ダヤン、奇妙な夢をみる　池田あきこ
教室の日曜日　村上しいこ
にくのくに　はらぺこめがね
フランクリンとルナ、本のなかへ　ジェン・キャンベル
きょうりゅうたちのおーっとあぶない　ジェイン・ヨーレン

公　民　館

公民館係 TEL 53-1331

７月の歩け歩け大会は中止します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、７月26日㈰に開催予定の歩け歩け大会は、中止します。ご理解を賜りますようお願いします。

体　育　館

～週に１回以上スポーツをしよう！～

生涯スポーツ係 TEL 54-5625

B&G海洋センタープールを中止します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の健康と安全を考慮し、今年度のB&G海洋センタープールを中止します。利用者の皆さんにはご理解を賜りますようお願いします。

トレーニングルームの再開について

トレーニングルームは７月１日㈬から一部制限を設けて再開します。当面の間は予約制となります。詳細はホームページ等でご確認ください。また、トレーニング器具講習会は８月から再開を予定しています。ご理解を賜りますようお願いします。

町では、町政に対し広く皆さんの意見をお聴きするため、
役場、フレサよしみ、荒川荘、保健センターに意見箱を設置しています。

広報よしみ７月号で掲載しているイベントや教室等は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止・延期の可能性がございます。最新の情報は担当者、施設等でご確認ください。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

みんなの伝言板
- Message Board -

納期内の納付をお願いします！

税務会計課からのお知らせ

●休日納税・納税相談窓口●

7月26日（日）

※毎月最終日曜日です。

午前8時30分～正午

役場１階税務会計課窓口

● 納 税 の お 知 ら せ ●

7月の納税

固定資産税	2期
国民健康保険税	1期

8月の納税

町県民税	2期
国民健康保険税	2期

➡税務会計課管理徴収係 TEL 54-5029

コンビニでも納付することができます。

● 納 付 の お 知 ら せ ●

7月の納付

後期高齢者医療保険料	1期
介護保険料	1期

8月の納付

後期高齢者医療保険料	2期
介護保険料	2期

➡福祉町民課健康保険係 TEL 63-5011

➡健康推進課介護保険係 TEL 63-5013

◎町税・保険料の納付は便利な口座振替をおすすめします。

募集

介護の仕事に興味がある皆さんへ
令和２年度埼玉県介護職員雇用推進事業等への参加者募集

➡株式会社シグマスタッフ大宮支店（受託事業者） TEL 048-782-5173

県では、介護の仕事に興味がある方に対し、経験の有無等に応じて、研修の受講から県内介護施設等への就職までを幅広く支援しています。

◆事業内容

①介護職員雇用推進事業／県内介護施設等での就職を希望している方に対し、介護職員初任者研修の受講から就職までを支援します。

②介護助手の養成・確保／60歳未満で、主に短時間での働き方を希望している方に対し、県内介護施設等で介護助手として働くための研修の受講から就職までを支援します。

◆募集／随時

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修および説明会の開催方法が変更になる場合があります。

◆事業委託元／埼玉県（福祉部高齢者福祉課）

◆ホームページ

http://www.kaigo-manabu.com/

多言語で世界につながろう
ワークショップ＆講座

➡ヒッポファミリークラブ　宮崎 TEL 090-1739-0604

ことばの不思議と楽しさを多角的な視点から一緒に考えましょう。

◆とき／７月８日㈬午後７時～８時

◆開催方法／オンライン開催（PCまたはスマートフォンでZOOM使用）

◆内容／多言語の自然習得についてのワークショップと講座

◆対象／０歳～シニアの方、親子でもお一人でも参加できます。（10組限定）

◆費用／無料

◆詳細／ https://www.lexhippo.gr.jp/

お知らせ

埼玉県行政書士会東松山支部から
行政書士による無料相談会

➡担当者　瀬戸 TEL 54-4148

◆とき／７月16日㈭午後２時～４時

◆ところ／吉見町勤労福祉センター会議室

◆相談内容／相続遺言・贈与・許認可など◆相談員／埼玉県行政書士会東松山支部所属行政書士◆予約／上記電話番号まで◆相談料／無料◆後援／吉見町

開催します
消防職員採用説明会

➡比企広域消防本部 TEL 23-2265

◆とき／７月28日㈫・29日㈬で計４部

①午前９時～正午

②午後１時30分～午後４時30分

◆ところ／比企広域消防本部（東松山市上野本1300-1）

◆対象／消防に興味がある17～25歳の方（高校生や女性も参加可能）

◆内容／業務説明・採用案内・先輩の声・公務員試験アドバイス・個別相談会

◆申込／事前に電話にて受付

◆参加費／無料（服装自由）

２つのジャンボ　ラッキージャンプ！
サマージャンボ宝くじ等発売

◆発売期間／７月14日㈫～８月14日㈮◆発売場所／全国の宝くじ売場◆抽選日／８月21日㈮◎サマージャンボ宝くじは１等・前後賞合わせて７億円◎サマージャンボミニは１等1,000万円

※この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

参加者を募集します
戦没者遺児による慰霊友好親善事業

➡㈶日本遺族会事務局 TEL 03-3261-5521

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

◆参加費／10万円

◆申し込み／お住まいの各都道府県遺族会

※日程等の詳細は、㈶日本遺族会事務局へお問い合わせください。

今月の相談

●行政相談

➡総務課行政係 TEL 54-1513

◆とき／７月20日㈪ 午前９時～正午

◆ところ／役場３階小集会室

●心配ごと相談

➡社会福祉協議会 TEL 54-5228

◆とき／７月14日㈫、28日㈫ 午前10時～午後３時

◆ところ／社会福祉協議会相談室（福祉会館内）

●教育相談

➡教育相談室 TEL 54-1752

◆とき／毎週月～金曜日 午前９時30分～午後４時

◆ところ／町民体育館２階 教育相談室

※電話相談は随時受付、面接相談は電話でお申し込みください。

●法律相談（※要予約）

➡総務課法務情報係 TEL 54-1514

◆とき／７月８日㈬ 午後１時30分～４時30分

◆ところ／役場３階小集会室

◆予約／相談日の翌日から次の相談日の前日まで受付（祝日の場合はその翌日）

●消費生活相談

➡東松山市消費生活センター TEL 23-2221 (代)

◆とき／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後４時（受付3時30分まで）

◆ところ／東松山市役所本庁舎２階（東松山市松葉町1-1-58）

●救急電話相談

➡＃7119

または➡TEL048-824-4199

お医者さんに行くべきか迷った場合の相談に対応する医療機関の案内を24時間365日実施しています。今までどおり、以下の電話番号でも相談することができます。

◆小児救急電話相談　➡＃8000 または➡TEL048-833-7911

●虐待通報ダイヤル

県では、児童、高齢者、障がい者に対する虐待を通報する窓口として虐待通報ダイヤルを開設します。

24時間365日対応➡＃7171ダイヤルへ

詳細は県ホームページをご覧ください。

●結婚相談～登録者募集中～

➡社会福祉協議会 TEL 54-5228

結婚を希望する方に、未来のパートナーを紹介する『無料結婚相談』を行っています。

◆とき／７月19日㈰ 午前９時30分～正午

◆ところ／福祉会館２階会議室

◆持ち物／新規登録希望者は、最近撮影した写真２枚をお持ちください。

探しています！広報よしみ第１～47号　お持ちの方は、ご連絡ください。
総務課法務情報係 TEL 54-1514

～ふるさとをうたう～
町民文芸

選者　吉見町民文芸選考委員会

―俳　句―　今月の季題　当季雑詠

万緑に汽笛ぶつかるローカル線　いわを

㊊新緑の中を縫うように走行していくローカル線の鉄道が、汽笛を周囲の山々の森にも響かせている。万緑と鉄道の息使いの対比が見事。

闇の中闇の流れおり遠蛙　荒子下勝之

㊊「山を山が…」という風に語句を重ねるのが得意の作者。今回もその効果が発揮されました。闇の奥の奥から迫る蛙の響きが鮮やかですね。

自転車の少女ふれゆく濃紫陽花（こあじさい）　久保智留

母の日に花手向け行きカーネーション　津田美代子

夕立のそこに来ているにほひから　地頭方　益井久子

散らす雨咲かす雨ありバラの花　東野　前澤靖子

山寺の走り根見せて蝉の声　新道　加藤ウタ

岩を抱く残雪ありて夏立ちぬ　谷口　神田ゆたか

―短　歌―

世界中猛威を奮ふウイルスに今日もひつそり夫との暮し　田甲　福田妙子

㊋緊急事態宣言は解除されたが、先の見えない不安が続く。コロナ禍に普通の暮しを奮われた作者夫妻の心情が伝わってくる。

ウイルスに休校中の孫たちとあれやこれやの昼食づくり　田甲　松本音次

㊋祖父と孫たちとの昼食づくりが、気負いなく詠まれて微笑ましい一首。六月より学校が再開し、作者も安堵したことだろう。

やきもきと夫は朝空眺めおり孫子らの来て今日から田植え　古名　市川和江

ふる里の人参ならぶ店先に不揃いなれどつい買い求む　松ノ平　高橋富久子

肌寒きさみだれ降れる月曜日外出あきらめ歌集を読めり　南吉見　辻　豊

痩せ地にも絹さや数多実のつきぬ朝の陽あびて摘みとりてをり　天王山　那須みち江

七月に白幡（しろはた）揚げれば原爆の投下まぬがるか禍根の戦　天　蚕

会うたびに齢・とし・年と口癖の友をたしなむ吾も齢なり　田甲　松本その

週二回友との会話たのしめるサロンへの路コロナが閉ざす　谷口　野口よし

■応募要領

役場総務課、図書館にある応募用紙（ハガキ・他の用紙でも可）で、**毎月25日までに**

①住所

②氏名（ペンネーム可ただし本名も必ず記載）

③電話番号

を記入のうえ、応募（郵送・FAX可）してください。

俳句、短歌とも、ひとり２点以内、用紙１枚につき句（首）を記入してください。

※広報に応募作品を掲載する場合、氏名（またはペンネーム）および行政区もあわせて掲載することを基本としております。行政区の掲載を希望しない方はその旨を申し出てください。

■季題（俳句）

8月号　当季雑詠

■今月の応募

俳句30句　短歌33首

㊟総務課法務情報係

TEL 54-1514　FAX 54-4200

今月の表紙　6月10日㈬、西小学校時の手洗い

今月のもう1枚　6月10日㈬、交通死亡事故ゼロ1,000日達成

町民の皆さんのご協力により、6月10日㈬をもって交通死亡事故ゼロ1,000日を達成することができました。

今後も、交通事故の無い安全・安心な吉見町が1日でも長く継続していくよう、ご協力をお願いします。

吉見町の人口と世帯　令和２年６月１日現在

			5月中における	
人口	男	9,459 (- 4)	出生	4 (- 2)
	女	9,331 (- 4)	転入	20 (-35)
	計	18,790 (- 8)	転出	21 (-51)
世帯		7,792 (- 1)		

（　）内は前月対比

夏の食中毒注意報

毎年夏場には、主に腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクターなどの「細菌」による食中毒が特に多く発生しています。

バーベキューや会食など、楽しいイベントが多い夏。食中毒予防は、楽しい思い出とする一工夫です。

ぜひいっしょに取り組んでみませんか。

菌を　～食中毒予防のポイント～

「つけない」　食べる前、作る前にはまずはしっかり「手洗い」の２度洗い。まな板や包丁、さいばし、トングなどの器具の使い分けはしっかりと。

「ふやさない」　冷蔵庫などを効率的に活用して、食材の温度管理の徹底を。

「やっつける」　生野菜はよく洗い、肉は中心までよく過熱を。

今月の防災行政無線定時（夕方）放送は午後５時30分です！
今月の見守り放送は　西小学校　が担当します。

7 月行事カレンダー

JULY

文月（ふづき・ふみづき）

行事については、各機関にお問い合わせください。

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
水難事故に気をつけて！ ◇水辺では、小さい子どもだけではあそばせない！ ◇保護者は、水あそび中の子どもから目を離さない！ ◇水路やため池などでは絶対にあそばない！ ◇飲酒しての水泳など、無謀な行為はしない！			1	2	3 荒 映画上映会 ①10:00 ～ ②13:00 ～	4 悠
5 悠	6 図体フ荒	7 小暑 保 1 歳 6 か月児健診 (H30 ⑨⑩月生) 13:15～13:50	8 役 法律相談（総務課） 13:30 ～ 16:30 ※要予約	9	10 保 3 歳児健診 (H28 ⑨⑩月生) 13:15～13:50	11 悠
12 悠	13 図体フ荒	14 社 心配ごと相談 10:00 ～ 15:00 保 3 歳児健診 (H28 ⑪⑫月生) 13:15 ～ 13:50	15 夏の交通事故防止運動　7月15日(水)～24日(金)	16	17 荒 映画上映会 ① 10:00 ～ ② 13:00 ～ 保 2 歳児歯科健診 (H29 ⑪⑫月生) 13:15 ～ 13:50	18 悠
19 社 結婚相談 9:30 ～正午 悠	20 役 行政相談（総務課） 9:00 ～正午 図体フ荒	21 夏の交通事故防止運動　7月15日(水)～24日(金)	22 大暑	23 悠	24 悠	25 荒悠
26 役 休日納税 / 相談 （税務会計課）8:30 ～正午 悠	27 図体フ荒	28 社 心配ごと相談 10:00 ～ 15:00 保 2 歳児歯科健診 (H29 ⑨⑩月生) 13:15～13:50	29	30	31	

役…吉見町役場	TEL 54-1511(代)	体…町民体育館	TEL 54-5625
保…保健センター	TEL 54-3120	フ…フレサよしみ（吉見町民会館）	TEL 53-1331
悠…悠友館	TEL 53-0526	埋…埋蔵文化財センター	TEL 54-9111
包…地域包括支援センター	TEL 53-0370	社…社会福祉協議会	TEL 54-5228
公…公民館	TEL 53-1331	荒…老人福祉センター荒川荘	TEL 54-4768
図…図書館	TEL 54-1517		

悠図体フ荒 … 施設休館日

広報よしみ 7 月号で掲載している事業や教室等は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止・延期の可能性がございます。 最新の情報は町ホームページや担当課、施設等でご確認ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

発行・編集
吉見町役場総務課
〒355-0192　埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地
TEL 0493-54-1511（代表）　FAX 0493-54-4200
ホームページ http://www.town.yoshimi.saitama.jp/

■町ＨＰ　■公式 Facebook　■公式 twitter　■公式ＬＩＮＥ

■防災無線放送
◇電話で再確認 !!
TEL 81-6789
◇メールで登録 !!
yoshimi@b.bme.jp
空メールを送るだけ！